

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
一般国道	45号	本吉郡南三陸町歌津字港147番4から同町字歌津字中野164番2まで	仙台河川国道事務所
一般国道	45号	本吉郡南三陸町志津川字大久保6番15から同町志津川字五日町94番まで	仙台河川国道事務所
一般国道	45号	宮城郡松島町松島字小梨屋8番8から同町高木字帰命院下115番1まで	仙台河川国道事務所

○制限の対象とする占用制限

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。